

日本における保育思想の変遷

—東京女子師範学校附属幼稚園設立までの幼児教育思想を中心として—

照 屋 健

“The Transition of Philosophy of Early Childhood Care and Education in Japan : A Study with a Focus on the Philosophy of the Early Childhood Care and Education up to Establishment of Tokyo Women's Normal School Affiliated Kindergarten.”

Ken Teruya

豊岡短期大学 論集

第 15 号 別 冊

平成 31 年 3 月 31 日 発 行

日本における保育思想の変遷

—東京女子師範学校附属幼稚園設立までの幼児教育思想を中心として—

“The Transition of Philosophy of Early Childhood Care and Education in Japan : A Study with a Focus on the Philosophy of the Early Childhood Care and Education up to Establishment of Tokyo Women’s Normal School Affiliated Kindergarten:”

照屋 健

Ken Teruya

はじめに

近年、いじめの低年齢化や少子化の急激な進行、さらには AI の発展による学校教育の在り方などがクローズアップされる中、これらと絡んで今日ほど教育、特に幼児教育に対する関心の高い時期はない。このことは、未来の日本において望ましい人間、あるいは社会を形成するために幼児教育が欠かすことの出来ない教育活動であることを示しているといえる。しかし、周知のように幼児教育は日本において義務教育でないため、家庭や幼稚園をはじめとした様々な環境によって多種多様に営まれていることは否定できない。したがって、その指導や援助の内容もそれぞれの環境において実に多彩であるがゆえに、幼児教育そのものが迷走している感も拭えないだろう。また、中には科学的根拠もなく、ただ幼児教育を謳い、幼児自身の興味関心に関係なく体験として行われているものも少なからずあることは否定できない。

こうした多種多様な幼児教育が行われている現代において、幼児教育が最も組織的・系統的に展開されている場は取りも直さず一条校の幼稚園であろう。しかるに本論では、日本において幼児教育が生まれた背景を辿り、日本において幼児教育がなぜ学校教育において重視されないのか、義務教育としてあるべき姿にないのかなどを探るため、江戸時代の幼児教育思想より始め、初めての教育法である学制の公布から日本における初めての幼稚園である東京女子師範学校附属幼稚園設立までの幼児教育に対する歴史的な流れを振り返りたい。

学制以前の幼児教育思想の萌芽

日本の幼稚園教育は、一般的に官立東京女子師範学校附属幼稚園が創立された明治9(1876)年をもってその始まりだとされている。しかし、それ以前にどのような幼児教育思想が幼児や親に影響を及ぼしたのか、そして何に基づいて官立東京女子師範学校附属幼稚園が創立されたのかなど時代を追って考察してみる。

日本において、歴史的にもっともまとまった最初教育論者といえ、誰しも江戸時代前期に生まれ、朱子学を学んだ貝原益軒(1630～1714)を思い出すであろう。その思想は、特に彼の著書『和俗童子訓』において読み取ることができる。この本は子どもの養護、訓育、教授の各方面にわたっての内容を述べた書であり、幼児教育においても

小児ノハジメテヨク食シ、モノイフ時ヨリ、早くオシユ。オソクオシユレバ、アシキ事ヲ久シク見キキテ、先入ノ言、心ノ内ニハヤク主トナリテハ、後ニヨキ事ヲヲシユレドモ、ウツ(移)ラズ。故ニ、ハヤクヲシユレバ入リヤスシ¹⁾

とその必要性が述べられている。

また、大原左金悟(1761～1810)は著書『北地危言』において、次のように述べている。

都下ヨリ東北ノ方貧民ハ子孫多キヲナゲキ、産婆ナドニ頼ミテ出産ノ時藁ノ上ニ直ニシメ殺サセ、是ヲマビクト称シテ、常ノ事ナシ、少シモ愁傷ノ色無之、相互ニ語り合申候。此事奥羽モ甚シク、ソノ国主ヨリ様々ナイマシメ、或ハ金銀ヲ与エ、或ハ僧ナドヲ廻シテ、因果ヲサトシナドスレドモ、一向ニ其シルシ無之候。今茲ニ死スル男女児共ヲタスケソダテ、見候ハバ、男女配偶大カタニ平分可仕候。²⁾

こうした状況の中で大原は、間引き防止が中心的役割となる「養育の館」の設立を初めて提唱している。これは貧窮家族に代わって乳幼児を保護・育成する、いわゆる保育に欠ける乳幼児のための慈善事業施設であり、現代における保育所的機能を彷彿させる施設案が述べられたものでもあった。

さらに安永二年(1773)に公刊された永井堂亀友の『小児養育質気』という書物の巻之五によると、京都の幻心という人が、自分の家の座敷や庭を開放して子どもが安全にしも楽しく遊べるようにしている。また、庭には子供が怪我をしないよう見張りの人がおかれ、1・2歳の子には汁飴をなめさせたり、3・4歳以上の子には饅頭を与えたり、さらには、食中毒にそなえ小児科医や鍼医まで頼んでおくなど細心の注意が払われていたという。³⁾

このような保育施設の構想をさらに発展させたのが農政学者、佐藤信淵(1769～1850)であった。佐

藤は各著書において次のようにこれらの構想を発展させている。最初、彼の著書『経済要略』においては養生所としての「養育所」が登場し、以来、『混同秘策』における病院としての「養院」、『混同秘策付録泉原法略説』における療病館としての「養育館」など間引き防止を根底においた養護施設が次々と提唱された。また、後の『農政本論』では「貧窮にて子を生むと雖ども、養育すること能はざる者」の乳幼児を昼夜にわたって保育する「滋育館」と「貧ならざる百姓」の乳幼児を昼間保育する「遊児場」の2つの施設案に発展させ、さらに『垂統秘録』においては子どもを年齢別に区分し、保育する施設としての「滋育館」と「遊児廠」に再構成された。この「滋育館」とは貧民の乳幼児を養育する所であり、生まれてから4～5年の間衣食その他の費用は無料、父母が願いを出せばいつでもその子を引き取り保育するという乳幼児施設に近い施設であり、「遊児廠」は「滋育館」から移ってきた子ども及び家業で多忙な家庭における4～5歳から8歳までの子どもを対象に「滋育館」と同じく衣食その他を無料で提供、幼児を保護し、楽しく遊ばせるという現代における保育所的な役割をも読み取れる一元的な保育施設へとその思想が展開されていったのであった。

佐藤信淵が述べたこれらの施設構想は、墮胎や間引きなどにおける問題は貧窮等からの一時的な現象ではなく、国家の農政策がその根底的原因にあることを言及したものであり、したがって貧民層だけにとどまらず、すべての乳幼児を対象にした保護を実現するための施設であるべきとしたものであった。

このように、明治維新以前においては、「7歳までは神のうち」という言葉が乳児や幼児に使われており「間引き」や「子返し」などと呼ばれる意図的な人口調整法が必然的に行なわれていたことや、一般的な医療福祉技術の未発達、家庭における育児知識の低さ、疫病の流行など、7歳以下の幼児における生命維持の低さが現実問題として存在していた。さらに、当時の就労人口の大部分を占めていた農家では、親が就労している間、乳幼児は籠の中に入れておかれたり、畑の近くにある木などに縛り付けておかれたりなどしていたという。

このように、当時幼児の環境が劣悪だったがため、上気されたような着想をしたり、子どもたちを集めて遊ばせていたりなど、幼児らがおかれていた厳しい環境に対して、幼児を大切にする幼児保育施設の構想が識者の中で存在していたことは注目されなければならないだろう。

日本における学制と幼稚小学について

政府は明治4(1871)年文部省を設置、翌年の8月2日に一般的に「学制序文」や「被仰出書」と呼ばれている太政官布告第214号を公布し、翌日には文部省布達13号により学制本文全109章が府県に頒布された。広義にはこの両者を「学制」とするが、狭義には学制本文のみを指すことが多い。とりわけ「被仰出書」の特徴を指摘すれば次の点に要約できる。

- 「学問は身を立てるの財本」であるとの観点から、従来の国家のための学問を否定し、個人主義的・立身出世主義的傾向が強調されていること
- 「一般の人民一華士族農工商及婦女子一邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめんことを期す」との考えから、すべての国民が封建制度下での身分階級に関係なく就学すべきこと、つまり四民平等と国民皆学の精神を打ち出していること
- 学問は、空理虚談に陥らず「日常常行言語書算を初め…」とあるように、実学的傾向が強調されていること。

このような様々な点が上げられるが、これらの背景には欧米による日本の植民地化を防ぐための富国強兵や殖産興業が最大の目的とされていたことは否めない。

こうして明治政府の理念に基づいた教育理念を「学制本文」として示したが、幼児教育施設に対してはその第 21 条に「小学校ハ教育ノ初級ニシテ人民一般必ス学ハスンハアアルヘカラサルモノトス之ヲ区分スレハ左ノ数種ニ分ツヘシ然トモ均ク之ヲ小学ト称ス即チ尋常小学女児小学村落小学私学小学幼稚小学ナリ…」⁴⁾とあり、さらに第 22 条では「幼稚小学ハ男女ノ子弟六歳迄ノモノ小学ニ入ル前ノ端緒ヲ教フルナリ」⁵⁾とし、幼稚小学が学齢未満の幼児を教育する教育機関であることを明示した。

ここでの特筆すべき事柄は第二十一章及び第二十二章を通読すると学齢未満の幼児を教育する幼稚小学は他の小学同様に、教育の初級であり、すべての幼児は就学するよう努めなければならないと記されていることである。これは幼児教育である幼稚小学を尋常小学校と同等として取り扱っており、当時の学制立案制定者は現在における幼児教育よりも、重視していたことが窺える。

しかし、当時は小学校の開設すら思うように進まず、幼稚小学に至っては開設に必要な教育の内容、教員の資格等については明示されず、結果、実現されなかった。

なぜ、幼稚小学は学制に明示されたのにも関わらず実施されなかったのだろうか。所論によれば、仏国学制の育幼院・小学校を日本の幼稚小学・尋常小学の範とするとき、その条文の内容を厳密に吟味することなく、ただ文面を形式的に模倣した結果と論じられている。⁶⁾

しかし、筆者は学制に記された幼稚小学はただ模倣したのではないと考えている。なぜならば、ただの模倣であったならば育幼院と同様、もしくはそれに近い名をつければよいし、また、仏国学制の育幼院の法を見てもわかるように、範とする育幼院は教育目的、内容、施設、設備、教員等にわたって細かく規定されているにも関わらず、幼稚小学が単に就学前の教育機関であるとの条文のみで終わっていることも腑に落ちない。むしろ逆に幼稚小学(幼児教育施設)を他国とは異なる意味合いを持たせるために教育施設として位置づけたのではないだろうかと推論できる。

沸国学制⁷⁾

○第一綱 小兒ヲ教フル諸小學校

○第一目 育幼院

育幼院ハ、小兒ノオヲ導キ心術ヲ正クシ、見聞ヲ廣メ、意志ノ向ウ所ヲ定メシムルヲ以テ目的ト爲ス、其教育恰モ慈母ノ其子ヲ撫育スルニ異ナラス、童蒙ノ解シ易キ話ヲ説キ、或ハ弄物ヲ示シテ、學問ノ端緒ヲ授クルナリ、然シレモ、此院ヲ指シテ學校ト謂ウハ不穩トス

第一條 育幼院ハ、男女共満六歳マテノ小兒ヲ入ラシメ、慈母ノ如ク之ヲ撫育シ、年齢ニ相當ナル教エヲ授ケ、敢テ謝物ヲ要セス、此院ニ於テハ、必ス奉教ノ道、讀法書法ノ端緒ヲ開キ導キ、數字ヲ授シ、傍ラ勸善ノ歌ヲ教ヘ、針線及ヒ諸ノ手業ヲ教フ

またそれは、その後における文部省の動きからも伺い知ることができる。文部省は明治6年(1873)「西洋機械發明者ノ像及ビ本邦兒童ノ遊戲ニ勤戒發明ヲ示セン擢物」四十七種と「筆字捷経トテ札ニテ字ヲ作ル工夫、綴字ノ一歩、建家ノ仕掛杯」の玩具二品、女兒には「裁縫、島組ノ道具」を幼児教育用の遊具や玩具として制作し、これらを播布する布達を出している。⁸⁾また、同年には「幼童家庭ノ教育ヲ助ル爲メニ今般當省ニ於テ各種ノ繪畫玩具ヲ製造セシメ之ヲ以テ幼童稚坐臥ノ遊戲ノ具ニ換ヘハ他日小學就業ノ階梯トモ相成其功少カラサルヘク、依テ即今刻成ノ畫四十七種製造ノ器二品ヲ班布ス。此餘猶漸次製造ニ及フヘク入用ノ向モ之レアラハ當省製本所ニ於テ拂下候條此旨布達候事」⁹⁾と小学校に進学する前段階としての幼児教育が必要なことを説き、家庭にて行わせようとしていることから幼児教育への強い意欲を感じ取ることができる。

さらに、明治9年(1876)、夏前の米国百年期博覧会においては、「幼稚園の恩物四十一種類を四箱に入れて陳列した」¹⁰⁾とされ、東京女子師範学校附属幼稚園が開学される前に、その遊具が出品された。まだ、日本において実施していないにも関わらずなぜ出品したのか。これについては憶測の域を脱しないが、開学前の園の遊具を博覧会に出品する意味合いは、近代国家日本を諸外国へアピールし、国際社会に対等に接しなければならないとする対外的意味を持っていたのではないだろうか。また、東京女子師範学校附属幼稚園創設にもそういった意味合いが多少あったのではないかと推測される。

文部省のこれらの動きが欧米派遣岩倉具視使節団一行にどのような影響があったかは定かではないが、明治6(1873)年、オーストリアのウィーンにおいて開催された万国博覧会に「西洋各国ノ風土物産ト学芸ノ精妙トヲ看取シ、機械妙用ノ工術ヲモ伝習シ、勉メテ御国學術進歩物産蕃植ノ道ヲ開…」を目的として日本政府として初めて出席。そこでの視察内容を『澳国博覧会報告書』としてまとめている。これによれば博覧会ではフレーベルの「キンダー・ガルテン」の直訳と思われる「童子園」が特別館として建設されており、同報告書において次のように示されている。

本部ノ博覧場ニ整列セシ物品、即チ二十六区中ニ就テ児童未ダ学ニ入ラザル者ニ関係アルモノヲ分取シ、之ヲ並列シテ以テ別ニ枝葉ノ一館ヲ設ケ、此博覧会ニ於テハ爰ニ新奇ノ物品ヲ展列シ此館ヲ以テ童蒙初業ノ所トシ、以テ其目ヲ養ヒ其氣ヲ振ハシムルコト¹¹⁾

同報告書の「澳国学制」においては、「童子園」を「父母タル者終日職業ノ為メニ縛セラレテ己子ヲ教育スル能ハサル者ノ為メニ設…」とし、本来幼児の教育は母を中心にした家庭で行なわれるべきものであるが、子を見ることができない家庭の場合は「童子園」が保護者に代わって適切な教育を施すとその意義を明らかにしている。さらにこの「童子園」においての教育は、人間形成の基礎にその目的をおいたものであったため、日本の参加団はそれが及ぼす人間形成全般に影響する効果を高く受け止めたようであった。

この「童子園」による人間形成の効果を博覧会に同行した副総裁の佐野常民は『教育普施ノ方案報告書』において、「遊び」を通した過程によって内面を開発し、自然のうちに知識・技能を体得させていくことにその目的があり、このため日本においても「童子園」の設置が急務であると説き、さらにその同一線上に幼児教育と産業の振興・発展を考え、教育内容としての遊びを将来の産業人、あるいは職工能力の重要な基礎訓練の場としてもこの「童子園」を捉えている。

事務次官として参加した近藤真琴も同様に、幼児教育の重要性を認識していたと思われる。著書『博覧会見聞録別記 子育ての巻』においては、幼児教育施設の機能や国家産業の振興・発展と「童子園」における遊びの関連性を佐野同様高く評価しており、幼児が遊びの中で様々な遊具に接することは、創造性と職業的能力の訓練に大なる効果をもたらすものとして把握していた。

一方、同行していた田中不二麻呂が帰国後に記述した『理事功程』では、最初の訪問国であるアメリカにおいて幼児教育の現状に関する記述は一切ない。また、イギリスやドイツでは幼稚学校や幼児養育所およびフレーベルの童子園についての記述が少々みられる程度である。フランスでは幼稚学校や幼稚小学などが記述されている。このことを考えてみると、教育制度を調査する過程において、田中は幼児教育への関心はそれほど高くはなかったと言わざるを得ないのではないだろうか。

これらのことを考えると、当初、幼児教育に対して興味や関心をもち、日本に取り入れようとする考え方と、幼児教育軽視の考え方の両方が欧米派遣岩倉具視大使一行の中でもあることが垣間見える。

しかし、田中に関しては帰国後幼稚園教育に奔走することを考えると、なにかしらのタイミングで日本において幼児教育の大切さとその必要性を感じていたのであろう。なぜ田中が幼児教育に興味や関心を持ちえたのかは別論にて考察したい。

官立幼稚園の創立過程

明治5年に文部省の「学制」において示された「幼稚小学」は実現されないという状況にあった。しかし、田中不二麻呂は欧米を視察し、帰国後、日本における幼児教育の啓蒙に尽力し、一方においては、東京女子師範学校の校長に任命された中村正直とともに幼稚園の創設を考え、明治8年(1875)7月幼児を「看護扶育」する「幼稚園開設之儀」を太政大臣に建議した。

これ以前にも、すでに東京女子師範学校の設立に関しての伺書¹²⁾には幼児を「撫養する」として下記のように記されている。

學制御頒布以降、從學ノ徒稍旺盛ニ趣キ候處、獨リ女子ノ教育ニ於ル因襲ノ久キ或ハ之ヲ忽略ニ付シ、遂ニ日用常行ノ際男子ト相軒輊スルモノアルニ至ル殊ニ缺典トスル所ニ候。今也闔國人民ヲシテ漸次開明ノ域ニ臻ラシメント欲スル女子師範學校ヲ設クルヲ以テ一大要務トス。蓋シ女子ノ性質婉靜啻ニ能ク其教科ヲ講習スルヲ得ルノミナラズ、向來幼穉ヲ撫養スルノ任アレバナリ。仍テ先ズ東京府下ニ一個ノ女子師範學校ヲ設ケ、根柢ヲ培養シ結果ヲ他日二期スベクト存候。尤經費ノ儀ハ當者定額内ヨリ辨給可致候。至急御裁可有之候。此旨伺候也。

これらのことを考えてみると、田中は教育視察を通じて幼児教育がその後の列強諸国の中にある日本や人間形成にとって有益であるとの認識を得ていたことは確かであり、それが彼を東京女子師範学校附属幼稚園(以下：附属幼稚園)創立に向わせたものと考えられる。

一度、幼稚園開設の建議は「文部官僚には幼児教育のたいせつなことがわかっていても、太政大臣には、まだ、その理解がなかった」¹³⁾ことから却下されてしまったことは、当時まだ幼児教育の大切さについての認知度が低かったように思われる。しかし、その後再度建議を行い、日本の幼稚園の始まりとされる附属幼稚園は明治8(1875)9月15日に設置布達され、翌年の11月に開園した。

幼稚園開設之儀¹⁴⁾

方今小學校の設立漸に加はり學齡子女就學の途相開け、授業の方法稍端諸に就き候得共獨學齡未滿の幼稚に至つては、誘導の方其宜を得ざるが如く、教育の本旨に副はず頗る缺典と存候、因て這回東京女子師範學校内に於て幼稚園を創置し、茲に幼穉の子女凡百人を入れ看護扶育以て異日就學の楷梯と致度尤右費用は當省定額金を以て措辨可致候條別段仰裁可候也

再應伺¹⁵⁾

本年七月七日附を以幼稚園開設の儀相伺候處同八月二日附を以伺之趣難聞届候段御指令相成然る處右幼稚園の儀は兒輩の爲め良教師をして専ら扶育誘導せしめ遊戲中不知不知就學の階

梯に就かしむるものにして教育の基礎全く茲に立つべく逐次學事擴張の際先づ於當省實地此雛形を設け漸々其方法に因らしめんことを欲する旨趣にして即今不可缺之急務に施段相成度尤女子師範學校内建家兼用致し當分之内費用等該校補助金を以辨償可致候條開設之儀御允許相成度此段更に相伺候也

この二つの文章を比較することで、中村正直と田中不二麿が考えた小学校と異なる教育が今日の保育といわれる所業の概念にあたると考えるのが妥当であるが、これについては別紙にて考察したい。

では、日本における最初の幼稚園はどのような特徴を持っていたのだろうか。この附属幼稚園の規定第一条によると「学齡未滿ノ小兒ヲシテ、天賦ノ知覺ヲ開達シ、固有ノ心思ヲ啓發シ身体ノ健全ヲ滋補シ交際ノ情誼ヲ曉知シ善良ノ言行ヲ慣熟セシムルニ在リ」¹⁶⁾とされている。また、第二条には「小兒ハ男女ヲ論セス年齡滿三年以上滿六年以下トス 但シ時宜ニ由リ滿二年以上ノモノハ入園ヲ許シ又滿六年以上ニ出ツルモノト雖モ猶在園セシムルコトアルヘシ」¹⁷⁾となっている。それ以降の条文にも定員や保育料、保育時間について記されている。このように幼稚園の目的や対象児年齢、保育時間など幼稚園における運営の基礎となる規定は、日本における最初の幼稚園として高く評価されなければならない。しかし、この附属幼稚園は少なくとも保護者の労働に対して幼児を保護するという立場ではなく、あくまで就学前における幼児の教育を行うことを目的としていたことが窺える。

以上のように、日本最初の幼稚園が発足したのであるが、江戸時代に論じられていたものや一般社会からの要請に応じたものではなく、欧米諸国の近代文化を導入し、近代国家たる日本を見せつけようとする当時の有識者らによって考案されたものであった。さらに言うなれば入園児も貴族や高級官僚、金持ちの子弟がその大半を占めており、このような点を考えてみても日本の幼稚園が長く貴族的性格を持ち、一般大衆の子供たちにとっては無縁の存在であると取られていたことが理解できる。

まとめ

江戸時代から附属幼稚園設立までの歴史を辿ってみると、そこには当初、貧窮家族に代わって乳幼児を保護・育成するための慈善思想であったり、乳幼児を養護、訓育したりすることが必要と主張する有識者が存在していた。その後、文明開化に伴い、日本初めての教育法である学制に記載された幼稚小学は先送りされ、実施されなかった。しかし、国家及び社会の形成者として幼児教育が有益であるといった諸外国の知識の導入や幼児教育を取り入れた近代国家日本を諸外国へアピールする背景をもって、附属幼稚園が設立されたことが伺える。

結果、日本における幼児教育は、米国百年期博覧会において国際社会の中における日本の存在をアピールする国家主義的な点により受容されたといって過言ではないだろう。それは、明治以来今日まで一貫した政策であり、他の学校に比して幼児教育はなお依然として遅れている根本的理由があるよ

うに思われた。

ただ、そのような国家主義的思想があったにせよ、日本において「養育」「滋育」「撫養」「教育」「看護扶育」「誘導」「遊戯」から「保育」という言葉が生まれたことや、学校という括りであるにも関わらず授業によって教える教師や教員という役職名ではなく、「保姆」としたことは子の成長発達を重視した江戸時代からの幼児教育思想が少なからず反映されているのではないだろうか。

引用文献

- 1) 貝原益軒著・石川 謙(校訂)。(2002)．養生訓 和俗童子訓(p. 214)．岩波文庫．
- 2) 大原左金吾・大友喜作(編)。(1944)．北門叢書(pp. 430-431)．国書刊行会．
- 3) 日本保育学会。(1968)．日本幼児保育史 第一巻 (p. 21)．フレーベル館．
- 4) 文部省。(1954)．学制八十年史(p. 723)．大蔵省印刷局．
- 5) 文部省。(1954)．学制八十年史(p. 723)．大蔵省印刷局．
- 6) 日本保育学会。(1968)．日本幼児保育史 第一巻 (P. 52)．フレーベル館．
- 7) 文部省。(1873)．沸国学制(P. 2)．文部省．
- 8) 柳池校百周年記念行事委員会(編)。(1969)．柳池校百年史(p. 53)．京都市立柳池中学校．
- 9) 倉沢 剛。(1973)．学制の研究(p. 872)．講談社．
- 10) 倉橋惣三・新庄よしこ。(1956)．日本幼稚園史(p. 14)．東洋図書．
- 11) 田中芳男・平山成信編。(1897)．澳国博覧会賛同紀要(p. 18)．森山春雍．
- 12) 倉橋惣三・新庄よしこ。(1956)．日本幼稚園史(p. 7)．東洋図書．
- 13) 上笙一郎・山崎朋子。(1965)．日本の幼稚園(p. 14)．理論社．
- 14) 倉橋惣三・新庄よしこ。(1956)．日本幼稚園史(p. 31)．東洋図書．
- 15) 倉橋惣三・新庄よしこ。(1956)．日本幼稚園史(p. 32)．東洋図書．
- 16) 文部省。(1979)．幼稚園教育百年史(p. 773)．ひかりのくに．
- 17) 文部省。(1979)．幼稚園教育百年史(p. 773)．ひかりのくに．

参考文献

- 古木弘造。(1996)．幼児保育史．大空社
- 石垣恵美子。(1988)．就学前教育の研究．風間書房
- 上笙一郎・山崎朋子。(1965 年)．日本の幼稚園．理論社
- 文部省。(1954)．学制八十年史．大蔵省印刷局
- 文部省。(1979)．幼稚園教育百年史．ひかりのくに．

日本保育学会. (1968). 日本幼児保育史 第一巻. フレーベル館.

倉橋惣三・新庄よしこ. (1983). 日本幼稚園史. 臨川書店.

倉沢 剛. (1973). 学制の研究. 講談社.

柴崎正行. (1997). 保育内容と方法の研究. 栄光教育文化研究所.

尾形裕康. (1963). 学制実施経緯の研究. 校倉書房

小川正通. (1966). 世界の幼児教育. 明治図書出版

梅根 悟(監修). (1981). 幼児教育史 I. 講談社